

宮城県高等学校野球連盟ホームページバナー広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宮城県高等学校野球連盟(以下「宮城県高野連」という)広告掲載に関する要綱の規定に基づき、本連盟ホームページへ掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 宮城県高野連ホームページに掲載する広告の位置は、トップページとする。

2 広告掲載の1枠の規格は、原則として次のとおりとする。

サイズ 縦 70 ピクセル×横 224 ピクセル

画像形式 GIF, JPEG, PNG

解像度 72～96 dpi

3 バナー広告は、広告主の負担により作成し、データで提出すること。

(バナー広告の掲載可能な範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 連盟の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) その他連盟理事長が不適当であると認めるもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、最長12カ月まで申し込みできるものとする。

2 広告掲載を開始する日は、月の初日とする。ただし、広告掲載開始日が本連盟の休日に当たるときは、その翌日とする。

3 広告掲載を終了する日は、掲載期間最終月の翌月の初日とする。ただし、広告掲載終了日が本連盟の休日に当たるときは、その翌日とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載期間 金額

1カ月 5,000円

1年間 50,000円

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載希望者は、宮城県高野連ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)に必要事項を記入し、掲載しようとする広告原稿の見本を添えて、広告掲載開始日の30日前までに本連盟理事長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 本連盟理事長は、前項の申し込みを受けたときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 本連盟理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、宮城県高野連ホームページバナー広告掲載承認・不承認決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入について)

第8条 広告掲載料金の納入については、広告掲載開始月に、掲載が決定した期間の広告料を本連盟から別途請求するものとする。

- 2 一度納入された料金は、原則として返還しない。ただし、本連盟の責めによる事由(通信機器等の不具合による場合を除く)により広告が掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じた広告料に相当する額を返還するものとする。

- 3 前項にかかわらず、天災・事変その他の非常事態の発生により、本連盟ホームページの運営を一時停止した場合は、料金は返還しない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和7年4月1日から適用する。

令和8年3月1日一部改正